

## 【別添資料①】

東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業の見積り合わせ参加業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令，東京都に対する改善措置要求等について

令和元年7月11日  
公正取引委員会

公正取引委員会は、東京都が希望制指名競争見積り合わせ<sup>(注1)</sup>（以下「見積り合わせ」という。）の方法により発注する東村山浄水場，玉川浄水場，小作浄水場，金町浄水場，三郷浄水場，朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業<sup>(注2)</sup>（以下「特定運転管理作業」という。）の見積り合わせ参加業者に対し，本日，後記第1のとおり，独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。

本件は，特定運転管理作業の見積り合わせ参加業者が，独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたものである。

また，本件において，東京都の職員が

- ・違反行為期間中に発注された特定運転管理作業について，特定の事業者の従業者に対し，非公表の予定単価<sup>(注3)</sup>に関する情報を教示していた

行為が，入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められたため，東京都知事に対し，本日，後記第2のとおり，同法の規定に基づき，改善措置要求を行った。

さらに，本件の調査の過程において，後記第2の入札談合等関与行為以外にも，東京都の職員による

- ・違反行為期間前に発注された特定運転管理作業について，特定の事業者の従業者に対し，非公表の予定単価に関する情報を教示していた
- ・入札談合等関与行為が行われた際に同席していた
- ・受注者となった事業者の従業者に対し，見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際に，誤って非公表の予定推定総金額<sup>(注4)</sup>が記載された書類を含めて交付した

行為が認められ，入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあることから，東京都水道局に対し，本日，後記第3のとおり，職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法の趣旨及び内容を周知徹底することなどを申し入れた。

（注1）「希望制指名競争見積り合わせ」とは，公告により希望申請要件を付して見積り合わせに参加する者を募り，当該要件を満たす者の中から当該見積り合わせ参加業者を指名して実施する見積り合わせをいう。

（注2）「排水処理施設運転管理作業」とは，浄水場の浄水処理過程で発生する沈殿物を脱水処理する機械の運転管理等の作業をいう。

（注3）「予定単価」とは，東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価をいう。

（注4）「予定推定総金額」とは，契約項目ごとの予定単価に作業予定数量を乗じて算出した金額の合計額をいう。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査  
電話 03-3581-4960（直通）  
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

## 第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

### 1 違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の対象事業者、課徴金額等

番号	違反事業者名 (法人番号)	本店の所在地	代表者	排除措置 命令	課徴金額	課徴金減免 制度の適用
1	月島テクノメンテ サービス株式会社 (6010001050590)	東京都江東区佐賀一 丁目3番7号	代表取締役 渡邊 彰彦	○	6153万円	30%
2	石垣メンテナンス 株式会社 (5010001036665)	東京都千代田区丸の 内一丁目6番5号	代表取締役 石垣 真	○	1265万円	30%
3	日本メンテナンスエ ンジニアリング株 式会社 (5120001073004)	大阪市北区同心一丁 目7番14号	代表取締役 田伏 重成	○	—	(注8)
4	水 i n g 株式会社 (1010801018437)	東京都港区港南一丁 目7番18号	代表取締役 中川 哲志	—	—	免除
合計				3社	7418万円	

(注5) 違反事業者名については、以下「株式会社」の記載を省略する。

(注6) 表中の「○」は、排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注7) 表中の「—」は、排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注8) 課徴金減免申請を行った者であるが、独占禁止法第7条の2第1項に規定する売上額（課徴金の算定の基礎となる売上額）が存在しなかったため、課徴金納付命令の対象とはなっていない。

### 2 違反行為の概要（詳細は別添排除措置命令書参照）

月島テクノメンテサービス、石垣メンテナンス、日本メンテナンスエンジニアリング及び水 i n g の4社（以下「4社」という。）は、遅くとも平成26年3月頃以降、特定運転管理作業について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 浄水場ごとに既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っている者をいう。）を受注すべき者（以下「受注予定者」という。）とする

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定める

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

これにより、4社は、公共の利益に反して、特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限していた。

### 3 排除措置命令の概要

(1) 月島テクノメンテサービス、石垣メンテナンス及び日本メンテナンスエンジニアリングの3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。

ア 前記2の行為を取りやめていることを確認すること。

イ 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

(2) 3社は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び東京都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。

(3) 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について、受注予定者を決定してはならない。

#### 4 課徴金納付命令の概要

月島テクノメンテサービス及び石垣メンテナンスの2社は、令和2年2月12日までに、それぞれ前記1の「課徴金額」欄記載の額（合計7418万円）を支払わなければならない。

### 第2 東京都知事に対する改善措置要求等について

#### 1 入札談合等関与行為の概要

(1) 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長は、特定運転管理作業のうち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成26年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(2) 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長<sup>(注9)</sup>は、特定運転管理作業のうち金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成27年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(3) 朝霞浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は、特定運転管理作業のうち朝霞浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成27年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業員に対し、見積書の提出締切日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。

(注9) 前記(1)の排水処理係長が異動した後に、同係長の役職に就いた者。

#### 2 関係法条、改善措置要求等

東京都の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、同項に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、東京都知事に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1と同様の行為が行われないう、前記1の行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めた。

また、東京都知事に対し、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公表するとともに公正取引委員会に通知するよう求めた。

さらに、会計検査院に対し、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、東京都知事に対して改善措置を講ずるよう求めた旨の通知を行った。

### 第3 東京都水道局に対する申入れについて

#### 1 行為の概要

本件の調査の過程において、前記第2の1の入札談合等関与行為以外にも、東京都の職員が、次の行為を行っていた事実が認められた。

- (1) 三郷浄水場の排水処理担当係長は、三郷浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成22年度以前のいずれかの契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。
- (2) 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係長<sup>(注10)</sup>は、金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成23年度から平成25年度までの各年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。
- (3) 金町浄水管理事務所の技術課排水処理係主任は、金町浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成26年度の契約に係る見積り合わせにおいて、同事務所の技術課排水処理係長<sup>(注10)</sup>が、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示した際に、同席していた。
- (4) 三園浄水場の課長補佐兼浄水施設係長は、三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成24年度の契約に係る見積り合わせにおいて、見積り合わせ参加業者のうち特定の事業者の従業者に対し、見積り合わせ実施日前までに、非公表の予定単価に関する情報を教示していた。
- (5) 経理部契約課の職員は、三園浄水場の排水処理施設運転管理作業について、平成29年度の契約に係る見積り合わせにおいて、受注者となった事業者の従業者に対し、見積り合わせ後に契約書の様式等の書類を交付する際、誤って非公表の予定推定総金額が記載された書類を含めて交付した。


(注10) 前記第2の1(1)の排水処理係長と同一人物。

#### 2 申入れの概要

東京都の職員による前記1の行為は、いずれも入札談合等関与行為防止法上の問題を生じさせるおそれがあるものである。

よって、公正取引委員会は、東京都水道局に対し、職員に独占禁止法及び入札談合等関与行為防止法のそれぞれの趣旨及び内容を周知徹底するとともに、見積り合わせ等の実態について点検し、必要な場合には改善を行うなどの所要の措置を講ずるよう申し入れた。

# 1 本件の概要

 特定運転管理作業とは…東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場、玉川浄水場、小作浄水場、金町浄水場、三郷浄水場、朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業

## 違反行為の概要

- 月島テクノメンテサービス (東村山,小作,三郷,三園浄水場の既存業者)
- 石垣メンテナンス (朝霞,玉川浄水場の既存業者)
- 水ing (金町浄水場の既存業者)
- 日本メンテナンスエンジニアリング (既存業者ではない)

合意 ※1

### 特定運転管理作業について

- ・浄水場ごとに**既存業者を受注予定者**とする
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する

実施方法

- ・受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定める
- ・受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

実施状況

4社は、特定運転管理作業のほとんど全てを受注していた。

## 東京都職員による入札談合等関与行為等※2

予定単価…東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価。非公表。  
 予定推定総金額…契約項目ごとの予定単価に作業予定数量を乗じて算出した金額の合計額。非公表。

### ▼ 金町浄水管理事務所

① 平成26年度金町の予定単価に関する情報

係長 主任

③ 係長の①の教示の際に同席

② 平成23～25年度金町の予定単価に関する情報

② 平成27年度金町の予定単価に関する情報

係長

水ingの従業員 ← 教示

石垣メンテナンスの従業員 ← 教示

月島テクノメンテサービスの従業員 ← 教示

③ 平成27年度朝霞の予定単価に関する情報

主任

### ← 朝霞浄水管理事務所

### ▼ 三郷浄水場

① 平成22年度以前のいずれかの三郷の予定単価に関する情報

係長

### ▼ 三園浄水場

④ 平成24年度三園の予定単価に関する情報

課長補佐兼係長

翌年度契約の見積価格の参考とした

月島テクノメンテサービス ← 交付

⑤ 平成29年度三園の契約書の様式等の書類を交付する際、誤って、予定推定総金額が記載された書類を含めて交付

### ← 水道局経理部契約課

 特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限

※1 遅くとも平成26年3月頃以降

※2 ①～③は東京都知事に対する改善措置要求の対象となった入札談合等関与行為  
①～⑤は東京都水道局に対する申入れの対象となった行為

## 2 過去の入札談合等関与行為防止法適用事例

適用事例	内容
<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事における事例                      (平成26年3月19日,                      独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構理事長に対し改善措置要求)</p>	<p>独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の職員(鉄道建設本部東京支社の設備部長, 設備部機械第三課長及び同部機械第二課副参事)は, 北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事のうち複数の物件について, これらの入札に参加していた事業者のうち特定の事業者の従業員に対し, 各物件における入札前までに, 未公表の予定価格に関する情報を教示していた。</p>
<p>国土交通省が発注する一般土木工事における事例                      (平成24年10月17日,                      国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員(土佐国道事務所の副所長及び高知河川国道事務所の副所長)は, 土佐国道事務所及び高知河川国道事務所が総合評価落札方式によって発注する特定一般土木工事について, 特定の事業者の役員からの求めに応じ, 当該工事の入札書の提出締切日前までに, 入札参加業者の名称, 入札参加業者の評価点, 予定価格等の未公表情報を教示していた。</p>
<p>茨城県が発注する土木一式工事及び舗装工事における事例                      (平成23年8月4日,                      茨城県知事に対し改善措置要求)</p>	<p>茨城県の職員(境土地改良事務所の工務課長)は, 境土地改良事務所発注の特定土木一式工事について, 同事務所の所長の承認の下, 各工事の落札予定者を決定し, 当該工事の入札前に, 落札予定者についての意向を, 建設業協会の境支部の支部長に伝達していた。</p> <p>また, 茨城県の職員(境工事事務所の所長)は, 特定の事業者からの要望を受け, 境工事事務所発注の特定舗装工事について, 当該工事の入札参加業者があらかじめ定められた順番のとおり受注できるようにするため, 発注工事及び指名業者の選定に係る業務を担当する同事務所の道路管理課長及び道路整備課長に指示して, 当該順番を考慮した発注工事及び指名業者の選定を行わせていた。</p>
<p>青森市が発注する土木一式工事における事例                      (平成22年4月22日,                      青森市長に対し改善措置要求)</p>	<p>青森市特別理事の職にあった者は, 青森市発注の特定土木一式工事について, 特定の事業者の役員から提示された受注予定者を円滑に決定するための組合せ案に従い, 青森市契約課に対し指名業者の組合せを指示していた。</p>
<p>防衛省航空自衛隊が発注する什器類の納入における事例                      (平成22年3月30日,                      防衛大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>防衛省の職員は, 防衛省航空自衛隊が第一補給処において発注する什器類について, 当該什器類の入札前に納入予定メーカーについての意向を納入予定メーカーに示し, これにより, 入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>国土交通省が発注する車両管理業務における事例                      (平成21年6月23日,                      国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は, 特定の事業者に対し, 毎年, 車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に, 未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等の名称等を教示していた。</p>

適用事例	内容
<p>札幌市が発注する下水処理施設に係る特定電気設備工事における事例            (平成20年10月29日,            札幌市長に対し改善措置要求)</p>	<p>札幌市の職員は、同市発注の下水処理施設に係る特定電気設備工事のほとんど全てについて、当該工事の入札前に落札予定者についての意向を落札予定者に示し、これにより、入札参加業者に入札談合を行わせていた。</p>
<p>国土交通省が発注する水門設備工事における事例            (平成19年3月8日,            国土交通大臣に対し改善措置要求)</p>	<p>国土交通省の職員は、水門設備工事について、工事の発注前に、当該工事の落札予定者についての意向を、事業者間の調整を円滑に行うための「世話役」等と称する事業者を示すなどしていた。</p>
<p>日本道路公団が発注する鋼橋上部工工事における事例            (平成17年9月29日,            日本道路公団総裁に対し改善措置要求)</p>	<p>日本道路公団役員は、鋼橋上部工工事について、①同公団の退職者から競争入札の落札予定者を選定した「割付表」の提示を受け、その都度、その内容について承認する等し、②同公団の退職者からの要請を受け、当初一括発注が予定されていた工事の分割発注を実施させる等し、③同公団の退職者からの要請を受け、工事の発注基準を従来の15億円以上から10億円以上に引き下げさせていた。これらの行為は、同公団の退職者の再就職先を確保する目的をもって行われたものであり、全体として単に入札談合を黙認・追認していたにとどまらず、事業者に入札談合を行わせたものと認められた。            また、同公団職員は、発注予定時期などの未公表情報の教示を行っていた。</p>
<p>新潟市が発注する建設工事における事例            (平成16年7月28日,            新潟市長に対し改善措置要求)</p>	<p>新潟市の職員は、同市が発注する建設工事の受注予定者として入札参加業者間で決定された者からの求めに応じて、継続的に、秘密として管理されている建設工事の設計金額を入札執行前に教示するなどしていた。</p>
<p>岩見沢市が発注する建設工事における事例            (平成15年1月30日,            岩見沢市長に対し改善措置要求)</p>	<p>岩見沢市の職員は、同市が発注する建設工事について、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示するなどしていた。</p>

### 3 最近の受注調整（官公需）事件

件名 措置年月日	内容
<p>平成30年（措）第14号～第16号 宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社 又は宮城県が発注する建設関連業務の 入札等の参加業者に対する件 平成30年7月26日</p>	<p>宮城県大崎市等発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第14号）</p> <p>宮城県北部土木事務所発注の建設関連業務の入札等の参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第15号）</p> <p>宮城県北部土木事務所栗原地域事務所発注の建設関連業務の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第16号）</p>
<p>平成30年（措）第9号～第11号 東京都、東京港埠頭株式会社又は成田 国際空港株式会社が発注する舗装工事 の工事業者に対する件 平成30年3月28日</p>	<p>東京都発注の二層式低騒音舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第9号）</p> <p>東京港埠頭株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第10号）</p> <p>成田国際空港株式会社発注の舗装工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。（第11号）</p>
<p>平成29年（措）第8号及び第9号 東京都が発注する个人防护具の入札参 加業者らに対する件 平成29年12月12日</p>	<p>東京都発注（平成26年度）の个人防护具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。（第8号）</p> <p>東京都発注（平成27年度）の个人防护具の入札参加業者らが、受注予定者、受注予定者の入札価格及び受注予定者が当該価格で受注できるようにする旨を合意していた。（第9号）</p>
<p>平成29年（措）第5号 防衛装備庁が発注するビニロン又は難 燃ビニロンを材料として使用する繊維 製品の入札参加業者に対する件 平成29年3月10日</p>	<p>防衛装備庁発注のビニロン製品の入札参加業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>平成29年（措）第4号 地方公共団体等が宮城県又は福島県の 区域を施工場所として発注する施設園 芸用施設の建設工事の工事業者に対す る件 平成29年2月16日</p>	<p>地方公共団体等発注の施設園芸用施設工事の工事業者が、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。</p>
<p>平成29年（措）第1号 消防救急デジタル無線機器の製造販売 業者に対する件 平成29年2月2日</p>	<p>市町村等発注の消防救急デジタル無線機器の製造販売業者が、納入予定メーカーを決定し、納入予定メーカー以外の者は、納入予定メーカーが納入できるように協力する旨を合意していた。</p>



#### 4 参照条文

##### ○ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）（抄）

###### 【定義】

第二条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他何らの名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

⑦～⑨ （略）

###### 【私的独占又は不当な取引制限の禁止】

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

###### 【排除措置】

第七条 （略）

② 公正取引委員会は、第三条〔私的独占又は不当な取引制限の禁止〕又は前条の規定に違反する行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、次に掲げる者に対し、当該行為が既になくなっている旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から五年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二～四 （略）

###### 【課徴金】

第七条の二 事業者が、不当な取引制限又は不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定若しくは国際的契約で次の各号のいずれかに該当するものをしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節〔手続〕に規定する手続に従い、当該事業者に対し、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間とする。以下「実行期間」という。）における当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した売上額（当該行為が商品又は役務の供給を受けることに係るものである場合は、当該商品又は役務の政令で定める方法により算定した購入額）に百分の十（小売業については百分の三、卸売業については百分の二とする。）を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 商品又は役務の対価に係るもの

二 （略）

②～⑳ （略）

○ 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第一百一号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2～4 （略）

5 この法律において「入札談合等関与行為」とは、国若しくは地方公共団体の職員又は特定法人の役員若しくは職員（以下「職員」という。）が入札談合等に関与する行為であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一・二（略）

三 入札又は契約に関する情報のうち特定の事業者又は事業者団体が知ることによりこれらの者が入札談合等を行うことが容易となる情報であつて秘密として管理されているものを、特定の者に対して教示し、又は示唆すること。

四（略）

（各省各庁の長等に対する改善措置の要求等）

第三条 （略）

2 公正取引委員会は、入札談合等の事件についての調査の結果、当該入札談合等につき入札談合等関与行為があつたと認めるときは、当該入札談合等関与行為が既になくなっている場合においても、特に必要があると認めるときは、各省各庁の長等に対し、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を講ずべきことを求めることができる。

3 （略）

4 各省各庁の長等は、第一項又は第二項の規定による求めを受けたときは、必要な調査を行い、当該入札談合等関与行為があり、又は当該入札談合等関与行為があつたことが明らかとなつたときは、当該調査の結果に基づいて、当該入札談合等関与行為を排除し、又は当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要と認める改善措置を講じなければならない。

5 （略）

6 各省各庁の長等は、第四項の調査の結果及び同項の規定により講じた改善措置の内容を公表するとともに、公正取引委員会に通知しなければならない。

7 （略）

## 5 課徴金制度の概要

### (1) 課徴金納付命令

公正取引委員会は、事業者がカルテル・談合をした場合、当該事業者に対して、課徴金を国庫に納付することを命ずる（第7条の2第1項）。

（注）カルテル・談合をした法人が課徴金納付命令を受ける前に合併により消滅した場合は、合併後存続し、又は合併により設立された法人に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第24項）。また、課徴金納付命令を受ける前に、カルテル・談合をした法人が調査開始日以後において子会社等に対してカルテル・談合の対象となった事業の全部を譲渡し、又は当該法人が調査開始日以後において子会社等に対して分割によりカルテル・談合の対象となった事業の全部を承継させ、かつ、合併以外の事由により消滅した場合は、当該子会社等に課徴金の納付を命ずる（第7条の2第25項）。

### (2) 課徴金額の計算

ア カルテル・談合の実行期間中（最長3年間）の対象商品又は役務の売上額を基に、事業者の規模や業種ごとに定められた課徴金算定率を乗じて計算する。

課徴金額	＝	カルテル・談合の実行期間中の 対象商品又は役務の売上額	×	課徴金算定率
------	---	--------------------------------	---	--------

（注）課徴金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第1項ただし書）。また、課徴金額に1万円未満の端数があるときは、切捨てとなる（第7条の2第23項）。

### イ 課徴金算定率

		大企業				中小企業		
違反対象事業	小売業・卸売業以外		10%	早期解消		8%	4%	早期解消
		再度の違反		15%	再度の違反	6%		
		主導的役割		15%	主導的役割	6%		
		再度＋主導		20%	再度＋主導	8%		
	小売業	3%	早期解消	2.4%	1.2%	早期解消	1%	
			再度の違反	4.5%		再度の違反	1.8%	
			主導的役割	4.5%		主導的役割	1.8%	
			再度＋主導	6%		再度＋主導	2.4%	
	卸売業	2%	早期解消	1.6%	1%	早期解消	0.8%	
			再度の違反	3%		再度の違反	1.5%	
			主導的役割	3%		主導的役割	1.5%	
			再度＋主導	4%		再度＋主導	2%	

（注）1 「早期解消」の課徴金算定率は、調査開始日の1月前の日までに違反行為をやめ、かつ、違反行為に係る実行期間が2年未満である事業者に対して適用される。ただし、当該事業者が「再度の違反」又は「主導的役割」の適用を受ける事業者である場合には適用されない（第7条の2第6項）。

2 「再度の違反」の課徴金算定率は、調査開始日から遡り10年以内に課徴金納付命令（当該命令が確定している場合に限る。）等を受けた事業者に対して適用される（第7条の2第7項）。

3 「主導的役割」の課徴金算定率は、単独で又は共同して、①違反行為をすることを企て、かつ、他の事業者に対し違反行為をすること又はやめないことを要求し、依頼し、又は唆すことにより、当該違反行為をさせ、又はやめさせなかった事業者、②他の事業者の求めに応じて、継続的に他の事業者に対し違反行為に係る商品・役務に係る対価、供給量、購入量、市場占有率又は取引の相手方について指定した事業者等に対して適用される（第7条の2第8項）。

4 「再度＋主導」の課徴金算定率は、「再度の違反」及び「主導的役割」のいずれにも該当する事業者に対して適用される（第7条の2第9項）。

- 5 違反事業者が、同一事件について、罰金の刑に処する確定裁判を受けたときは、課徴金額（課徴金減免制度の適用を受ける場合は、減額後の課徴金額）から、罰金額の2分の1に相当する金額が控除される（第7条の2第19項）。ただし、課徴金額が罰金額の2分の1に相当する金額を超えないとき、又は課徴金額から罰金額の2分の1に相当する金額を控除した後の金額が100万円未満であるときは、課徴金の納付は命ずることができない（第7条の2第20項）。

(3) 課徴金減免制度

事業者が自ら関与したカルテル・談合について、その内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合、課徴金額が減免される（第7条の2第10項～第13項）。

課徴金減免申請順位	減免率
調査開始日前の1番目の申請者	課徴金納付を免除
調査開始日前の2番目の申請者	課徴金額を50%減額
調査開始日前の3番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日前の4・5番目の申請者	課徴金額を30%減額
調査開始日以後の申請者	課徴金額を30%減額

- (注) 1 課徴金減免制度は、調査開始日前と調査開始日以後とで合わせて最大5社（ただし、調査開始日以後は最大3社まで）に適用される。
- 2 一定の要件を満たす場合は、同一企業グループ内の複数の事業者による共同の報告が認められ、共同の報告を行った全ての事業者に同一順位が割り当てられる（第7条の2第13項・第14項）。
- 3 課徴金納付命令等がなされるまでの間に、公正取引委員会に求められた追加の違反行為に係る事実の報告等に応じないとき等においては、課徴金の減免を受けることはできない（第7条の2第16項・第17項）。

令和元年（措）第4号

排 除 措 置 命 令 書

東京都江東区佐賀一丁目3番7号  
月島テクノメンテサービス株式会社  
同代表者 代表取締役 渡 邊 彰 彦

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号  
石垣メンテナンス株式会社  
同代表者 代表取締役 石 垣 真

大阪市北区同心一丁目7番14号  
日本メンテナンスエンジニアリング株式会社  
同代表者 代表取締役 田 伏 重 成

公正取引委員会は、上記の者らに対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第7条第2項の規定に基づき、次のとおり命令する。

なお、理由及び別紙1中の用語のうち、別紙2「用語」欄に掲げるものの定義は、別紙2「定義」欄に記載のとおりである。

主 文

- 1 月島テクノメンテサービス株式会社、石垣メンテナンス株式会社及び日本メンテナンスエンジニアリング株式会社の3社（以下「3社」という。）は、それぞれ、次の事項を、取締役会において決議しなければならない。
  - (1) 別紙1記載の作業（以下「特定運転管理作業」という。）について、3社及び水 i n g 株式会社（以下「水 i n g」という。）の4社（以下「4社」という。）が、遅くとも平成26年3月頃以降共同して行っていた、受注すべき者（以下「受注予定者」という。）を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為を取りやめていること

を確認すること。

(2) 今後、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について、受注予定者を決定せず、自主的に受注活動を行うこと。

2 3社は、それぞれ、前項に基づいて採った措置を、自社を除く2社及び東京都に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。これらの通知及び周知徹底の方法については、あらかじめ、公正取引委員会の承認を受けなければならない。

3 3社は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、東京都が発注する浄水場の排水処理施設運転管理作業について、受注予定者を決定してはならない。

4 3社は、それぞれ、第1項及び第2項に基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告しなければならない。

## 理 由

### 第1 事実

#### 1 関連事実

##### (1) 名宛人等の概要

ア 3社は、それぞれ、肩書地に本店を置き、浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っていた者である。

イ 名宛人以外の水 i n gは、東京都港区港南一丁目7番18号に本店を置き、浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っていた者である。

##### (2) 特定運転管理作業の発注方法等

ア 東京都は、特定運転管理作業について、毎年度、契約期間を1年とする複数単価契約として希望制指名競争見積り合わせの方法により発注していた。

イ 東京都は、特定運転管理作業について、最も低い見積価格を提示した参加業者を契約交渉の相手方とし、当該参加業者が提示した全ての見積単価が予定単価以下である場合には、当該見積単価で単価を決定し、当該参加

業者を受注者として、契約を締結していた。

また、東京都は、当該参加業者が提示した見積単価のうち、予定単価を超えている見積単価がある場合には、当該参加業者との間で、予定単価を超えている見積単価について交渉を行った上で、予定単価以下で単価を決定し、当該参加業者を受注者として、契約を締結していた。

ウ 遅くとも平成26年3月頃以降、特定運転管理作業の希望制指名競争見積り合わせには、4社のみが参加していた。

## 2 合意及び実施方法

4社は、遅くとも平成26年3月頃以降、特定運転管理作業について、受注価格の低落防止等を図るため

(1)ア 浄水場ごとに既存業者（見積り合わせが行われる時点で当該浄水場の排水処理施設運転管理作業を請け負っている者をいう。）を受注予定者とする

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるように協力する旨の合意の下に

(2)ア 受注予定者が提示する見積価格は、受注予定者が定める

イ 受注予定者以外の者は、受注予定者が連絡した価格以上の見積価格を提示する

などにより、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。

## 3 実施状況

4社は、前記2により、特定運転管理作業のほとんど全てを受注していた。

## 4 前記2の行為の取りやめ

平成30年10月30日、本件について、公正取引委員会が独占禁止法第47条第1項第4号の規定に基づく立入検査を行ったところ、同日以降、前記2の合意に基づき受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする行為は取りやめられている。

## 第2 法令の適用

前記事実によれば、4社は、共同して、特定運転管理作業について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、特定運転管理作業の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、この行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するものである。

また、前記の違反行為は既になくなっているが、3社については、いずれも、独占禁止法第7条第2項第1号に該当する者であり、違反行為が長期間にわたって行われていたこと、違反行為の取りやめが公正取引委員会の立入検査を契機としたものであること等の諸事情を総合的に勘案すれば、特に排除措置を命ずる必要があると認められる。

よって、3社に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

令和元年7月11日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 杉 本 和 行

委員 山 本 和 史

委員 三 村 晶 子

委員 青 木 玲 子

委員 小 島 吉 晴



## 別紙 1

東京都が希望制指名競争見積り合わせの方法により発注する東村山浄水場，玉川浄水場，小作浄水場，金町浄水場，三郷浄水場，朝霞浄水場及び三園浄水場の排水処理施設運転管理作業

別紙 2

番号	用語	定義
1	希望制指名競争見積り 合わせ	公告により希望申請要件を付して見積り合わせに参加する者を募り，当該要件を満たす者の中から当該見積り合わせ参加業者を指名して実施する見積り合わせ
2	複数単価契約	浄水場の排水処理施設運転管理作業について，複数の作業内容に分けて契約項目を設定し，契約項目ごとに単価を設定する契約
3	見積価格	後記番号 4 の見積単価に作業予定数量を乗じて算出した契約項目ごとの価格の合計額
4	見積単価	見積り合わせ参加業者が設定する契約項目ごとの単価
5	予定単価	東京都が予定価格として設定する契約項目ごとの単価